

審査庁：釜石市長

諮問日：令和5年1月17日（令和5年（不服）諮問第2号）

答申日：令和5年4月11日（令和5年（不服）答申第2号）

事件名：補助金事業の期間変更取消し事件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和3年12月21日に釜石市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、釜石市補助金交付規則（以下「規則」という。）第9条に基づく釜石市自然遊び場事業補助金事業の期間変更（以下、審査請求人に宛てて行われたものと、●●●●●に宛てて行われたものを併せて、「原各処分」という。）の取消しを求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。
- (2) 原各処分は、契約期間を変更するという極めて重い決定をしている。処分庁は、変更の理由について、第三者である市の連携協定先の団体の決定のみを根拠としており、処分庁自身は調査を行っていなかった。そのため、原各処分は、処分庁の意思決定を第三者の決定に依存しており、正常ではない。

### 第3 審査庁の説明の要旨

## 1 本審査請求の経緯

- (1) 処分庁は、令和3年5月12日及び令和3年6月25日、審査請求人に対し、釜石市自然遊び場事業補助金事業の補助金交付決定を通知した。
- (2) 処分庁は、令和3年12月21日、審査請求人に対し、原各処分に関する通知をした。
- (3) 審査請求人は、令和3年12月28日、処分庁に対し、事業計画変更承認申請書を提出した。
- (4) 処分庁は、令和3年12月28日、審査請求人に対し、事業計画変更承認を通知した。
- (5) 審査請求人は、令和4年1月18日、処分庁に対し、補助金交付請求書を提出した。
- (6) 処分庁は、令和4年2月10日、審査請求人に対し、補助金を支出した。

## 2 審査庁としての考え方

- (1) 審査庁としては、審査請求人の構成員の1人が信用を失墜する行為を行ったため、市の連携協定先の団体から、今後、審査請求人との関係を持たないとの通知があったことから、疑念が晴れるまでの間、原各処分を行うことにした。そのため、本審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 審理員としては、補助金の交付は原則として私法上の贈与であること、規則の規定からすると、規則は内部手続を定めた内部規則に過ぎないため、原各処分は、いずれも行政不服審査法（以下「法」という。）第2条の「処分」に該当しない。そのため、本審査請求は却下とすることが相当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から審理員意見書、弁明書及び反論書を收受

- ③ 同年 2 月 8 日 審議
- ④ 同年 2 月 24 日 審理員から資料を収受
- ⑤ 同年 3 月 22 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 原各処分について

審理員としては、原各処分が、いずれも法第 2 条の「処分」に該当しないと  
するため、この点について判断をする。

原各処分が、いずれも法第 2 条の「処分」に該当しなければ、そもそも審査  
請求の対象とならないため、まずこの点について判断をする。

### 2 処分該当性

(1) 法第 2 条の「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」  
をいい（法第 1 条第 2 項）、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のう  
ち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定す  
ることが法律上認められているものをいう。

(2) 原各処分についてみると、いずれも規則第 9 条第 1 項に基づくものである。

規則の目的は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の  
規定による補助金の予算執行の適正化を図るため、補助金の交付申請、交付  
決定その他補助金の交付に関し必要な事項を定めること」にある（規則第 1  
条）。規則全体としても、補助金の交付に関して必要な手続を規定したもので  
ある。また、規則は、法令や条例の委任を受けているわけではない。

このような規則の性質からすれば、規則は、本来贈与である補助金の交付  
について、内部的な手続を規定したものであることができる。

そうすると、規則第 9 条第 1 項に基づく原各処分については、いずれも贈  
与契約に関して、法令に根拠を持たないものであって、いずれも公権力の主  
体たる公共団体が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定すること

が法律上認められているものとはいえない。したがって、原各処分は、いずれも法第2条の「処分」には該当しない。

### 3 結論

以上のことから、原各処分は、いずれも法第2条の「処分」には該当しないため、本審査請求は却下すべきであると判断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細 川 恵 喜

委員 小井土 祥 子

委員 猪 又 信 幸

委員 佐々木 八重子